

議案第 8 号

沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則について

沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成24年3月28日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則

沖縄県立図書館協議会規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）第4号第4項」を「沖縄県立図書館協議会設置条例（平成24年沖縄県条例第 号）第5条」に、「図書館協議会」を「沖縄県立図書館協議会」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条第4項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とする。

第7条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

第9条中「議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める」を「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）により、図書館法で定められていた図書館協議会の委員について、任命の基準、定数、任期等について、条例で定めることとなった。

これを受けて、従来は沖縄県立教育機関設置条例で規定していた図書館協議会に係る条文を削除し、新たに沖縄県立図書館協議会設置条例を定めることとした。それに伴い、条例と重複する条文を見直すために沖縄県立図書館協議会規則の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 規則の趣旨を沖縄県立図書館協議会設置条例に基づくものに改正する。（第1条関係）
- (2) 第2条及び第4条を削る。
- (3) 第3条を第2条とする他、第5条を第3条とし、第6条から第9条までを2条ずつ繰り上げ、必要に応じて文言を改正する。
- (4) 施行日は、平成24年4月1日とする。（附則）

4 根拠法令

- (1) 図書館法 第10条
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 第18条

5 関係各課との調整状況

調整済

6 添付資料

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>沖縄県立図書館協議会設置条例</u>（平成24年沖縄県条例第×号）<u>第5条</u>の規定に基づき、<u>沖縄県立図書館協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>第2条</u> (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第3条</u> 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選による。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行う。</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p><u>第5条</u> 委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条</u> この規則は、<u>沖縄県立教育機関設置条例</u>（昭和47年沖縄県条例第24号）<u>第4号</u><u>第4項</u>の規定に基づき、<u>図書館協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p><u>第2条</u> 協議会は、委員10人で組織する。</p> <p>(委員)</p> <p><u>第3条</u> 協議会の委員は、沖縄県教育委員会が任命する。</p> <p>2 委員は、非常勤とする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第4条</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p><u>第5条</u> 協議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選による。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行なう。</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p><u>第7条</u> 委員は、その職務を行なうために要する費用の弁償を受けることができる。</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。</p>